今年の会場は豊岡市立総合体育館

はたちを祝う会

対象は2006年4月2日～2007年4月1日生まれの方

2027年1月10日(日)開催　受付開始は正午から



今年度20歳を迎える方を対象に「豊岡市はたちを祝う会」を開催します。式典は13時から14時を予定しています。

参加を希望される方は、参加者本人が豊岡市公式LINEアカウントから申し込んでください。

なお、豊岡市に住民登録がない方も参加可能です。同様に申込みをしてください。※案内状の送付はありません。

《問合せ》地域づくり課☎21-9096

toyoocome@city.toyooka.lg.jp

はたちを祝う会
ホームページ

はたちを祝う会
申込み

2027年度 豊岡市奨学生 第１回募集

市では、経済的な理由により修学が困難な方を支援するため、無利子の貸与型奨学金制度を設けています。

2027年度から、従来の４月募集に加えて１月に第１回募集を実施します。進学・進級時の経済的な負担を軽減し、修学に必要な時期に支援を届けます。

なお、１月に申し込み、貸与が決定した方は、４月下旬に初回の貸与を受けることができます。

《問合せ》教育総務課☎23-1117

対象

次の条件をすべて満たす方
・保護者が市内に居住

・高校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、大学(短大を含む)、専修学校(高等課程・専門課程)に在学している、または2027年度に入学予定

・勉学意欲があるが、経済的理由により修学が困難

・在学する学校の学校長の推薦がある

※専修学校(専門課程)は対象となる課程に要件あり

貸与月額

・高校・高等専門学校など
9,900円

・大学・短期大学・専修学校(専門課程)など
44,650円

※無利子、貸与終了６カ月経過後から返還
※他の奨学金制度と併用可能



申込

教育総務課または各振興局地域振興課にある出願書類に必要事項を記入の上、持参または郵送してください。

受付期間
2027年１月５日(火)～29日(金)
※土・日曜日、祝日を除く
※第２回募集は４月を予定しています。

▲詳細はコチラ



軽自動車などの登録・廃車・名義変更の手続きは忘れずに

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に１年分課税されます。
登録内容に変更がある場合は手続きしてください。月割制度はありません。　《問合せ》税務課☎21-9045

車種別手続き先

原動機付自転車（新基準含む）・小型特殊自動車

税務課市民税係☎21-9045または各振興局市民福祉課

三輪または四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 兵庫事務所　姫路支所
☎050-3816-1848（コールセンター）

二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

神戸運輸監理部　姫路自動車検査登録事務所
☎050-5540-2067（コールセンター）

注意してください

軽自動車税は、所有していると課税されます。

乗用装置のある農耕作業車は、小型特殊自動車の登録が必要です。

電動キックボードなどは特定小型原動機付自転車の登録が必要です。

ナンバープレートは、登録していない車へ付替えできません。

盗難に遭った場合は、盗難届出と廃車手続きを行ってください。

令和９年度分償却資産の申告は２月１日（月）までにお願いします

事業を営む方へ、令和９年度分の償却資産の申告書を12月上旬に送付します。
書類が届いたら、資産の所有状況（機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など）を申告してください。

《問合せ》税務課☎21-9046または各振興局市民福祉課



必ず申告をお願いします

・前年度から申告内容が変わらない方
・該当する資産がない方
・新しく事業を始めた方
・ソーラーパネルを設置した方　など



質問1　償却資産とは何ですか

土地・家屋以外の事業で使うことができる資産です。

質問2　償却資産の対象になるものは何ですか

１月１日現在、企業や個人事業主が事業のために使用する機械、設備、備品などの資産が対象です。